代理店契約書

株式会社〇〇（以下「甲」という。）と△△（以下「乙」という。）は、乙が、甲の扱う商品の販売についての代理業務を行うことにつき、本日以下のとおり代理店契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条

本契約において、甲は、甲の扱う商品○○（以下、「本件商品」という。）の販売に関する代理権を乙に与え、乙は、乙名義で本件商品の買主と締結した売買契約の効力が甲に帰属する代理店契約業務（以下、「本件業務」という。）を行う。

第２条

本件商品の販売価格は○○円とする。

第3条

甲は、本契約期間中、乙に対し、本件業務遂行のため、甲の商標を無償で使用する権利を与えるものとする。。

2　乙は、前項の商標を本件業務遂行のためにのみ、甲の指示に従う形で使用する。

第4条

乙は、買主との売買契約締結後直ちに、当該売買契約書を甲に送付するものとする。

乙は、売買契約に基づく甲の売買代金債権等を買主より直接回収することはできない。

第5条

甲は、乙に対し、別紙の算定方法に基づき手数料を支払う。

支払は毎月〇日を締日とし、翌月〇日までに○○銀行の乙の口座に振り込む方法 で行う。

第6条

本件商品の瑕疵により買主に損害が生じた際の責任は甲が負うものとする。

第7条

乙は、本件業務の全部又は一部を第三者に再委託することはできない。ただし、甲乙が協議の上、甲が書面による再委託の承諾をした場合に限り、乙は本件業務の再委託をすることができる。

第8条

甲及び乙は、本契約期間中および契約期間終了後も、本契約に基づき相手方から開示された情報を許可なく第三者に開示してはならない。

第9条

当事者の一方に、本件契約に違反する行為があり、履行を催告した後〇日が経過してもなお履行しない場合は、他方当事者は、本件契約を解除することができる。

2　甲または乙は、相手方に以下の記載に該当する事由が生じた場合は、何らかの催告を要せず直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。

　①

　②

　③

第10条

甲又は乙は、本契約違反により損害を被ったときは、相手方にその損害の賠償を求めることができる。

第11条

本契約の有効期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの2年間とする。ただし、期間満了の２か月前までに、甲又は乙が相手方に対して、期間満了による本契約の終了の意思表示を行わないときは、本契約はさらに2年間更新され、以降も同様とする。

第12条

甲及び乙は、本契約が終了したときは、直ちに双方で既に確定した債権債務を精算する。

2　乙は、本契約が終了した場合、直ちに本件業務を中止し、甲に対して本契約に基づき提供された物品およびデータ類等を、速やかに甲の指示に基づき返還または破棄する。

3　乙は、本契約終了後に、第三者から甲又は乙の業務を受託した者と誤認されるような行為をしてはならない。

第13条

本契約に定めなき事項または本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙間において真摯に協議するものとする。

第14条

本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、甲の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

本契約成立の証として、本書を２通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名又は電子署名のうえ、各自保管する。

令和○年○月○日

甲　住所

　　氏名　　　　　　　　　　　　　印

乙　住所

　　氏名　　　　　　　　　　　　　印